

日本脳神経外科学会の専門医訓練施設について

1. 臓器提供施設について

脳死下での臓器提供施設については、「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）」第4において、その施設要件（5類型（※）その他の要件）を規定している。

※5類型

- ・ 大学附属病院
- ・ 日本救急医学会の指導医指定施設
- ・ 日本脳神経外科学会の専門医訓練施設（A項）

（注）A項とは、専門医訓練施設のうち、指導に当たる医師、症例数等において特に充実した施設。

- ・ 救命救急センターとして認定された施設
- ・ 日本小児総合医療施設協議会の会員施設

（参考）臓器提供施設数（提供施設へのアンケート結果：平成23年9月30日現在）

5類型該当施設数	アンケート回答施設数	体制整備施設数	18歳未満の体制整備施設数
504	504	380	158

2. 日本脳神経外科学会の専門医研修に係る施設類型の変更について

日本脳神経外科学会の専門医制度の見直しに伴い、専門医訓練施設についても従来のA項及びC項の分類から、基幹施設、研修施設及び関連施設の3つの分類に改められた。なお、新しい制度は、平成23年4月から適用されている。

3. 暫定措置について

平成23年2月1日の臓器移植委員会において、臓器提供施設に係るガイドラインの規定を変更するまでの間の暫定的な措置として、以下のように取り扱うこととした。

《暫定措置》

平成23年3月31日現在において日本脳神経外科学会の専門医訓練施設（A項）と認定されている施設については、当面の間、「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）」における取扱いは、なお従前の例によることとする。

4. 新たな施設類型について

「日本脳神経外科学会の専門医訓練施設（A項）」に替わる新たな施設類型について、日本脳神経外科学会に対して、臓器移植委員会からご意見伺いの依頼を行った（資料3-2）。

(参考)

専門医訓練施設について（日本脳神経外科学会HPより抜粋）

下記「指定の基準」のA、Bを満たす施設をA項、Cを満たす施設をC項としている。

指定の基準

- A 原則として年間脳神経外科手術100例以上（そのうち中枢神経系の腫瘍・動脈瘤・動静脈奇形の直接手術、併せて30例以上。その内訳は、少なくとも腫瘍10例以上、動脈瘤・動静脈奇形10例以上を含む）を行う施設。
- B 当該施設においては専門医が2名以上おり、脳神経外科学的診断に必要な諸設備を有し、定期的にカンファレンス（臨床、C.P.C.（事務局注：臨床病理カンファレンス。病理解剖の後、主治医と剖検担当者を含めてカンファレンスを行うこと。）関連学科のセミナー等）を行い、原則として脳神経外科疾患の剖検率が30%以上であることを要する。なお、専門医訓練場所として指定を受けようとするときには通算6年間の研修カリキュラムを専門医認定委員会に提出しなければならない。[註]
- C Aの条件を満たし得ない施設も、専門医が1名以上おり、年間脳神経外科手術30例以上行う施設は、すでに指定を受けた他の訓練場所における訓練の一環として指定訓練場所と同等の取扱いを受けることができる。ただしこの場合、すでに指定を受けた訓練場所の長は、当該施設の特色、同施設内での訓練の内容、期間等について専門医認定委員会の承認を得るものとする。

[註] A項病院は単独または他のA項あるいはC項病院を関連施設として研修カリキュラムを組み訓練に当たることができる。

指定の方法

上記訓練場所の指定は専門医認定委員会が毎年に行うのを原則とする。ただし指定希望の申し出により随時審査を行うことができる。

基幹施設、研修施設及び関連施設について

(日本脳神経外科学会 専門医認定制度内規より抜粋)

第6条 研修プログラム（病院群）は第7条から第9条に定める基幹施設（単一）、研修施設（複数可）、関連施設（複数可）で構成され、研修プログラム審査委員会において審議のうえ認定委員会にて承認する。

2 (以下略)

第7条 基幹施設は特定機能病院または以下の条件を満たす施設とする。

- (1) 原則として年間手術症例数が200以上
 - (2) 1名のプログラム責任者（第10条で定める指導医の資格を持った部門長、診療責任者ないしはこれに準ずるもの）と3名以上の指導医がいる。ただし、プログラム責任者と指導医の兼務は不可とする。
 - (3) 他診療科とのカンファレンスを定期的に開催
- 2 基幹施設は、研修施設と関連施設を指導し、別に定める推奨カリキュラムに従った専門医研修教育を行う。
- 3 プログラム責任者はプログラム全体の指導体制、内容、評価に関し監督責任を持つと同時に、当該基幹施設においては指導管理責任者としての指導体制、内容、評価に関しても責任を持つ。
- 4 基幹施設は他の研修プログラムへの参加は関連施設としてのみ認められ、研修施設として参加することはできない。

第8条 研修施設は、以下の条件を満たす施設とする。

- (1) 1名の指導管理責任者（指導医の資格を持った診療科長ないしはこれに準ずるもの）と2名以上の指導医をおく。ただし指導管理責任者と指導医の兼務は可とする。
 - (2) 症例検討会を開催
- 2 指導管理責任者は当該研修施設での指導体制、内容、評価に関し責任を持つ。
- 3 研修施設は他の研修プログラムへの参加は関連施設としてのみ認められ、複数の研修プログラムに研修施設として参加することはできない。

第9条 関連施設はプログラム責任者が基幹施設・研修施設だけでは研修が不十分と判断した場合、これを補完するためにその責任をもって指定する。

- 2 関連施設の要件は特に定めないが、関連施設での研修は原則として1年を超えないものとする。

(施設数)

	旧A項	旧C項	左記以外	合計
基幹施設	109	0	0	109
研修施設	254	431	31	716
関連施設	20	239	0	259
上記以外	2	55	0	57
合計	385	725	31	1141

※旧A・C項データは2011年5月17日時点

基幹施設・研修施設・関連施設データは2011年4月1日時点